

北海道におけるまん延防止等重点措置における支援金等の概要

事業名: 感染防止対策協力支援金支給事業

経過区域: 石狩管内(恵庭市)

趣 旨: 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、道が行った新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき協力要請に応じた市内の飲食店等に対し協力支援金を支給するもの。

内 容:

【対象施設】

- 《飲食店》飲食店(居酒屋を含む)、喫茶店等(宅配、テイクアウトサービスを除く)
- 《遊興施設》キャバレー、カラオケボックス等で食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている店舗
- 《結婚式場》食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている結婚式場
※酒類提供の有無に関わらず、上記の施設(店舗)のうち、従来から21時を超えて営業を行っている施設(店舗)が対象となります。

【要請内容】

- 営業時間短縮: 5時から21時まで
- 酒類の提供(利用者による酒類の店内持込みを含む)は11時から20時まで
- 感染防止対策の実施
- 業種別ガイドラインを遵守する
- 飲食を主として業としている店舗等において、カラオケ設備の利用を行わない

【支援金】

- 中小・個人1日あたり売上高に応じて2.5万～7.5万円、大企業1日あたりの売上高の減少額に応じて最大20万円

市の役割: 道と協定を締結し、支援金支給における申請受付事務、支援金支給事務」を実施

要請期間: 令和3年6月21日(遅くとも23日)～7月11日に営業時間短縮に応じた飲食店等

受付開始: 令和3年7月12日～(調整中)

周 知: 食品衛生法の飲食店営業許可又は喫茶店営業許可を受けている店舗(恵庭市対象270事業所※増減あり)に申請書等郵送予定、市ホームページ

支払開始: 令和3年8月上旬～

予 算: 236,606千円(国負担:190,196千円 道負担:46,410千円)

巡 回: 道で対象者抽出の上、実施予定